

平成 2 9 年 度
津 山 市 農 業 委 員 会
(9 月 定 例 会 議 事 録)

平成 2 9 年 9 月 1 1 日 (月) 1 3 時 3 0 分 ~
津山市役所 2 F 大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数 1 9 名

出 席 委 員 (1 7 名)

1 . 日 笠 治 郎	2 . 太 田 裕 恭	3 . 池 田 幸 正	5 . 小 串 典 介
6 . 竹 内 隆 一	7 . 尾 島 宏 明	8 . 小 島 仁 太 郎	9 . 岡 田 成 子
10 . 松 尾 治	11 . 山 下 英 男	12 . 三 谷 智 子	13 . 仁 木 紹 祐
14 . 長 森 健 樹	15 . 高 山 一 英	16 . 植 本 幸 男	17 . 筒 塩 清 美
18 . 大 山 正 志			

欠 席 委 員 (2 名)

4 . 井 家 上 淑 子 19 . 大 塚 毅

事 務 局 (1 0 名)

松 田 局 長	松 岡 次 長	宮 野 主 任	藤 原 主 任
杉 井 主 事	都 井 主 事	流 郷 主 査	小 椋 主 任
池 上 主 任	安 藤 主 査		

議 事

- 議案第 3 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について
(委員会処分)
- 議案第 3 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認について
(市長処分)
- 議案第 3 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認について
(市長処分)
- 議案第 3 8 号 農地転用事業計画変更承認について
(市長処分)
- 議案第 3 9 号 非農地証明願承認について

- 議案第 4 0 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断に
ついて
- 議案第 4 1 号 農用地利用集積計画の承認について

- 議案第 4 2 号 農地利用集積円滑化事業規程の承認について

- 報告第 1 0 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

- 報告第 1 1 号 農地転用届出書の受理について

- その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(1 3 : 3 0 ~)

事 務 局 長

定刻となりましたので、只今から平成29年9月の津山市農業委員会定例会を開会いたします。本日は、委員19名中17名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。また、4番井家上委員、19番大谷委員から欠席の連絡を頂いております。それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、日笠会長にお願いいたします。

日 笠 会 長

はい。皆さんご苦労さまでございます。稲刈りも早い所は進んでおりますが、お体には十分お気をつけてください。それでは議事録署名人を私の方から指名させてもらってもよろしいか。

*

日 笠 会 長

はい。
それでは7番尾島委員さん、8番小島委員さん、よろしくお祈いします。
それでは議案に入らせて頂きます。議案第35号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事 務 局 (津 山)

失礼します。議案の説明の前に、1件取下げが出ましたので、議案の修正をお願いいたします。3ページ5-5が取り下げられました。議案からの削除をお願いいたします。繰り返します。3ページ5-5が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いいたします。

それでは議案第35号の説明をいたします。今回、津山地区から5件、加茂地区から1件、久米地区から5件の計11件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから3ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

まず、1-1についてですが、下高倉西の82歳の女性から、東一宮の41歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-2、1-3は譲受人が同一のため、一括して説明します。1-2は綾部の49歳の男性から、1-3は綾部の41歳男性から、綾部の64歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。申請地は現在雑草が繁茂している状況のため、来年の9月末までに農地へ復旧し、白菜やキャベツを作付するとの復旧計画書が添付されております。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-4についてですが、岡山市の相続財産管理人である弁護士から河辺の59歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-5についてですが、下田邑の69歳女性から、下田邑の71歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

事 務 局 (加 茂)

続きまして、加茂地区分を、議案書をもとに説明します。2-1ですが、大阪市の62歳の男性から、加茂町斎野谷の88歳、農業の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細については別紙調査書のとおりです。

加茂地区からの説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。続いて久米。

事務局（久米）

続きまして、久米地区分を、議案書をもとに説明をさせていただきます。

5 - 1は美咲町の76歳無職の女性から、同所53歳会社員男性への親子間贈与による所有権移転でございます。住所地が美咲町の為、美咲町農業委員会発行の耕作面積証明書が添付されており、美咲町に確認したところ不耕作地等無いとのことでしたので、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

続きまして、5 - 2は東大阪市の73歳無職の女性から、宮部上の59歳会社員男性への贈与による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

続きまして、5 - 3は八社の64歳農業を営む男性から、同じく八社の68歳農業を営む男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

続きまして、5 - 4は岡山市の61歳会社員の男性から、八社の62歳農業を営む男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

続きまして、5 - 5は先ほど説明がありましたように取下げとなります。

続きまして、5 - 6は桑上の43歳自営業の男性から、同じく桑上の42歳公務員男性への親族間贈与による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

議案第35号の説明は以上でございます。

日笠会長

はい、ありがとうございました。それでは、地元委員さんの説明をお願いします。

高山委員

15番高山です。1 - 1について、これは先月に取下げとなった案件です。現地調査を行いました。指摘箇所は十分改善をされておりまして、問題ないと思います。

1 - 2、1 - 3について、現状は草が生えて原野化しかけておる状態ですが、早期に復旧して菜園として利用されると復旧計画書の提出を受けております。問題ないと思います、以上です。

日笠会長

はい、ありがとうございました。4区の井家上さんが今日おられないのですが、1 - 4について問題ないと聞いております。次、5区の方。

長森委員

14番長森です。1 - 5について、これは下田邑でございますけど、推進委員と確認をして、特に問題ないと判断しました。宜しく申し上げます。

日笠会長

はい、ありがとうございました。次、6区の方。

山下委員

11番山下です。きちんと農地も管理されていたので問題ないと思います。

日笠会長

はい、ありがとうございました。次、8区。

植本委員

16番植本です。5 - 1につきましては美咲町ですが問題ないと聞いております。

5 - 2につきましても、改善されており問題ないと思います。宜しく申し上げます。

日笠会長

はい、ありがとうございました。次。

太田代理

2番太田です。5 - 3は問題ないと思います。

5 - 4、5 - 6についても、推進委員より問題ないと聞いております。よろしく申し上げます。

日笠会長

はい、ありがとうございました。今議案第35号について事務局並びに地元委員

の説明がありました、5 - 5 が取下げということで。他は許可ということでどうでしょうか。

*
日 笠 会 長 よろしい。
それでは、賛成の方は挙手をお願いします。

*
日 笠 会 長 多数、挙手

事務局（津山） はい、賛成多数という事でありありがとうございます。議案第36号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。
それでは、議案第36号の説明をいたします。今回、津山地区から1件、久米地区から1件の計2件の申請です。議案書のページは、4ページです。それでは、議案書をもとに説明します。
1 - 1番・綾部の農業用施設用地、379㎡、追認案件についてです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種と判断しています。施設の概要は、農業用倉庫1棟及び農作業場です。転用事業者は、綾部にお住いの78才農業を営む女性で、居宅に隣接する申請地を農作業場と農業用倉庫として利用していたものです。なお、地元農業委員及び推進委員の了解のもと、顛末書は添付されておりません。申請地は既に造成済みであり、雨水については既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を防止する形状であることを確認しています。土地改良区には未所属です。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「農業用施設」に該当しており、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。
津山地区の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。続いて久米。
事務局（久米） 続きまして、久米地区分を、議案書をもとに説明をいたします。
5 - 1八社の田、1,912㎡のうち1,086㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため第2種と判断しています。転用目的は農地改良のための一時転用で、期間は平成29年9月25日から平成29年10月17日までです。転用事業者は、鏡野町に本店を置く資本金の額420万円の株式会社で、主な事業は農業です。2枚の田の高低差をなくして1枚の田にし、効率よく耕作できるよう改良するものです。転用に当たり、境界内側に排水溝を設置して溜柵に流入させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。八社町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。農地改良であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。
議案第36号の説明は以上でございます。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。それでは現地調査の説明をお願いします。
高山委員 15番高山です。1 - 1について説明します。この間9月3日に推進委員と現地を見に行きました。一部が進入路に使われておりますけれども、農作業場と倉庫がありまして、現状は問題ないだろうと、農作業のための場所ということで問題ないと思います。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございます。次。
太田代理 2番太田です。農地改良で問題ないかと思えます。以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。今議案第36号に対して事務局並びに現地調査の説明がありました、皆さんこれに対して何かありますか。

*
日 笠 会 長 ありません。

*
日 笠 会 長 ありませんか。

*
日 笠 会 長 はい。

*
日 笠 会 長 それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手をお願いします。
多数、挙手

日 笠 会 長 はい、賛成多数という事でありありがとうございます。
議案第37号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程します。事務

局説明願います。

失礼します。議案の説明の前に、議案書の訂正をお願いします。5ページ、1 - 2の施設面積158㎡を318㎡に訂正してください。繰り返します。1 - 2の施設面積158㎡を318㎡に訂正してください。

改めまして、議案第37号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転5件、使用貸借権設定2件、勝北地区から所有権移転1件、使用貸借権設定1件の計9件の申請です。議案書のページは、5ページから7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1 - 1番・北園町の田、527㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地2区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、分譲目的の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は小田中に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁を利用し、雨水排水については、敷地内に排水施設及び沈殿升を設け、既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして1 - 2番・綾部の田、105㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は進入路及び法面です。転用事業者は、山北に本店を置く資本金の額2,000万円の株式会社で、主な事業は新エネルギー業です。申請地の隣接地に太陽光発電施設を設置したところ、その周囲を全て柵で囲ってしまい、柵の外の自社で所有する法面が管理できなくなり、法面管理のための進入路として造成するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については現場打擁壁及び法面工により対処し、雨水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。月の輪田池水利組合から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1 - 3番・高野本郷の宅地、72㎡、所有権移転の追認案件です。

農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、敷地の拡張で、施設の概要は、木造平屋建て全高4m程度の物置1棟で、建蔽率は24%です。ここで、議案の修正をお願いします。右側から3つ目、施設の欄に物置小屋、居宅、車庫、既存宅地と記入しておりますが、居宅、車庫の部分を既存建物に修正をお願いします。繰り返します。施設の欄の居宅、車庫の部分を既存建物に修正をお願いします。それでは、説明を続けます。転用事業者は、高野本郷にお住いの63才会社員の男性で、顛末書を添付しての申請です。申請地の隣接に居宅と車庫があり、車庫を拡張し物置を建築していたものです。申請地は周囲の土地より一段低い位置にあり、雨水排水については既存の水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を防止する形状であることを確認しています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。敷地の拡張であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1 - 4番・東一宮の畑、414㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高8m程度の居宅1棟と露天駐車場、建蔽率は23%です。転用事業者は、東一宮にお住まいの49才会社員の男性です。現在、借家住まいで、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設け、雨水排水は、溜桝を通じて既存の水路に流し、生活雑排水については、合併浄化槽を設置して既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に

防止する計画となっています。苫田井出水利組合からの排水承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1 - 5番・東一宮の田、952㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、貸店舗用地で、施設の概要は、全高3.8m程度の店舗1棟及び露天駐車場です。転用事業者は津山口に本店を置く資本金の額8,800万円の株式会社で、主な事業は不動産賃貸業です。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設け、雨水排水については、溜桝を通じて既存の水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を通じて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1 - 6番・小原の田、279㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高4.5m程度の居宅1棟で、建蔽率は32%です。転用事業者は、小原にお住まいの34才建設業の男性と会社員の女性のご夫婦です。現在、借家住まいで、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、父親が所有する申請地を借り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設け、雨水排水は、溜桝を通じて既存の水路に流し、生活雑排水については、下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。竜の口掛水利組合からの排水承諾書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1 - 7番・平福の畑、464㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高6.4m程度の居宅1棟と露天駐車場及び進入路で、建蔽率は23%です。転用事業者は、総社にお住まいの34才会社員の男性です。現在、アパートで生活しており、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、父親が所有する申請地を借り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については既存水路により対処し、雨水排水については、溜桝を設け、既存の水路に流し、生活雑排水については、合併浄化槽を設けて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。中島平福区画整理維持管理組合からの排水承諾書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

事務局（勝北）

続きまして、勝北地区分の説明をいたします。

4 - 1・上野田の田、118㎡、所有権移転の件です。農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種と判断しています。転用目的は一般住宅用地です。施設の概要は、木造2階建て全高8.7m程度の居宅1棟で、建蔽率は29%です。転用事業者は、上野田にお住まいの25才会社員の男性です。現在、申請地に隣接する実家で生活しておりますが、農業用機械等の管理を行っている実家に隣接する当申請地に居宅を建設し拠点とすることが、農業を後継するうえで最適と考え、転用するものです。転用に当たり、境界部分についてはコンクリートブロックを設置し、雨水については、敷地内に排水施設を設け、既設水路へ接続し、生活雑排水については合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。川西水利組合から排水承諾書の添付を受けております。第1種農地の転用は原則不許可であり、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当するかは判断が分かれるところですが、仮に

隣接地も合わせて所有している祖母が転用する場合には、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当することから、農業後継者が実家に隣接し農業の拠点となる居宅を建設する場合については、「集落に接続して設置される住宅」を適用してもやむを得ないものと考えます。したがって、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、4 - 2 原の宅地、188㎡、使用貸借権設定、追認案件についてです。農地区分については、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は既存施設の拡張です。転用事業者は、原に本社を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は自動車修理業です。現在、申請地の隣接地で経営しておりますが、工場の駐車場および進入路が足りなかったことから、増設していたものです。転用にあたり、境界部分についてはコンクリート擁壁を設置し、雨水については、既設の排水溝へ接続し、生活雑排水については公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。勝北町土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第37号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。続いて現地の意見を地元の農業委員さんからお願います。

大山委員長 1区大山です。1 - 1について説明します。北園町で、問題ないと思います。

日笠会長 はい、ありがとうございました。次。

高山委員 15番高山です。過去に進入路の一部が庭になっていたということですが、それを撤去されて、荒れているということもなく、事前着工もないので問題ないと思います。

日笠会長 はい、ありがとうございました。次。

小島委員 8番小島です。問題ないと思います。

日笠会長 はい、ありがとうございました。次。

長森委員 14番長森です。1 - 4ですが、これは一般住宅で問題ないと思います。

1 - 5についてですが、貸店舗となっておりますので問題ないと思います。

日笠会長 はい、ありがとうございました。次。

大山委員 この方も子供さんと、問題ないと思います。

日笠会長 はい、ありがとうございました。1 - 7については、息子が帰ってきて父親の家の前に建てるということで、問題ないと思います。次。

松尾委員 10番松尾です。4 - 1は問題ないと思います。

4 - 2についても確認しましたが、問題ないと思います。

日笠会長 はい、ありがとうございました。今、議案37号に対して事務局並びに現地の意見がありました。皆さん何かありませんか。賛成でよろしいか。

* はい。

日笠会長 それでは、賛成の方は挙手でお願いします。

* 多数、挙手

日笠会長 はい、賛成多数という事でありがとうございます。

議案第38号農地転用事業計画変更承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山） 議案の説明の前に、議案書の訂正をお願いします。8ページ、変更前の備考欄のうち、平成10年6月12日許可を平成10年6月29日許可に訂正してください。繰り返します。変更前の備考欄、平成10年6月12日許可を平成10年6月29日許可に訂正してください。

改めまして、議案第38号の説明をいたします。今回、勝北地区からの1件のみ

です。議案書のページで申しますと、8ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

4 - 1・市場の畑 3,175 m²の件についてです。面積が当初転用許可時と比べ79 m²減少しておりますが、一部を道路用地として市が買収したことによるものです。当初転用事業者は、一方に本店を置く資本金の額 3,380 万円の株式会社ですが、申請地の隣接地に工場を建設し関連会社に貸していたところ、増築を考え、貸工場を増築するとして、平成10年6月29日付けで農地法第5条の規定に基づく転用許可を受け、所有権移転登記までは行ったものですが、全国的な景気後退を受け、工場の借り主であったテック工業株式会社の経営も芳しくなくなり、工場建設を中止しておりました。その後、テック工業株式会社の事業を株式会社カンテツが引き継ぎ、隣接地で事業を行っていましたが、工場の稼働拡大に伴い、資材置場と従業員の駐車場の確保が必要となったことから、計画を変更し、申請地を貸露天資材置場及び貸露天駐車場として転用するものです。当初転用時には、農地区分を第2種と判断しておりましたが、現在、当申請地は10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種と判断しています。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当し、周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前に比べ同程度以下であると認められることから、事業計画の変更は問題ないものと考えます。

議案第38号の説明は以上です。

日 笠 会 長
尾 島 委 員

はい、ありがとうございました。これは現地から何かあるんかいな。

7番尾島です。平成10年に許可が出たということですが、それ以降19年ほど奈義町の酪農家の方が管理されておりました。何ら耕作放棄とかにはなっておりませんので、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。今議案第38号に対して事務局並びに現地調査の説明がありました。皆さん何かありませんか。

日 笠 会 長
*
日 笠 会 長

はい。

それでは、賛成の方は挙手でお願いします。

多数、挙手

日 笠 会 長

はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

議案39号非農地証明願承認について上程します。筆頭者の方から説明をお願いします。

大 山 委 員

1区大山です。1-1、1-2、1-3について説明します。

1-1は野介代というところで、ちょうどパチンコ屋が2軒ありますが、そこから南へ縦貫道との中間程の所で、平成3年頃に農地法を知らずに家を建ててしまったということです。

1-2については、山北、市役所のすぐ前の駐車場の隣です。これも大阪の方に転出しておまして、現在では誰もいないんですが、昭和27年に家を建てたそうです。現在は年に何度か帰っていて、農地法を知らなかったということです。

1-3につきましては、大規模農道の靱保のホテルから野球場へ達する道路沿いですが、共有墓地と畑があり、農地法を知らずに墓地を広げてしまったということです。以上よろしくお願ひします。

日 笠 会 長
高 山 委 員

はい、ありがとうございました。次。

1-4について説明します。ここは因美線の高倉から綾部に抜ける道沿いの所で、昔からの家を増築されて、この地区の集会所として使っていたということです。あとは農業用倉庫や、庭、進入路として長い間使っており、どうしようもないと思いますのでよろしくお願ひします。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。次、これは南横山です。全面が山になって管理地として道路にしてしまったということです。次。

長 森 委 員

14番長森でございます。1-6について説明します。これは上横野で、梨園を

営まれている方で、家を新しくした際に農地法を知らずに使ってしまったということで仕方ないと思います。

続きまして1 - 7、これは2筆ありますが、上の筆につきましては、昭和の時代に家に入る進入路の一部としてしまったということです。次の筆につきましては、平成の台風災害でひっくり返って、植林をしてから10年以上でどうしようもないということです。以上よろしくをお願いします。

日 笠 会 長
竹 内 委 員
日 笠 会 長
尾 島 委 員

はい、ありがとうございました。次。
6番竹内です。2 - 1、加茂町中原についてですが、昭和58年頃に子供さんが結婚したときに家を建ててしまったということです。以上です。

はい、ありがとうございました。次。
7番尾島です。4 - 1、場所は中国銀行日本原支店の北約100mの所です。昭和45年頃に病気にかかって、管理が出来なくなったということです。
4 - 2については、息子の家を建てるときに一緒に宅地化してしまったということです。
4 - 3ですが、町内会のゴミ集積場として長い間使ってしまったということです。次の筆については、平成10年頃から原野化してしまっています。次の筆については、昭和40年頃に農地法を知らずに家を建ててしまったということです。いずれにしても農地に戻すのは困難だと思いますのでよろしくをお願いします。

日 笠 会 長
松 尾 委 員

はい、ありがとうございました。次。
10番松尾です。4 - 4、4 - 5について、昭和63年に子供が帰って来た時に宅地を増設して、どうしようもないと思います。

日 笠 会 長
日 笠 会 長
日 笠 会 長
日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。以上、39号に対して筆頭者からの説明がありました。承認いただけますか。
はい。
はい、賛成の方は挙手でお願いします。
多数、挙手

日 笠 会 長
日 笠 会 長
日 笠 会 長

はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。
議案第40号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。現地の説明、1 - 1については私の方からさせていただきます。これは横山ですけど、周辺は全て墓地で、入る所がなく荒れてどうしようもないとのことです。次。
14番長森でございます。これも宅地と宅地の間の所で、荒れてしかたないということです。以上でございます。

日 笠 会 長
日 笠 会 長
日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。以上40号に対して筆頭者からの説明がありました。承認いただけますか。
はい。
はい、賛成の方は挙手でお願いします。
多数、挙手

日 笠 会 長
事務局（津山）

はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。
議案第41号農用地利用集積計画の承認について説明して下さい。
議案の説明の前に、訂正をお願いします。
16ページ1 - 4、渡人が[]さまとなっておりますが、7月29日に亡くなられたとの連絡がありました。前から体調が悪いのでとの事で、相続さまが連名で署名捺印されておりました。[]さまの名前の下に、「死亡」と、備考欄に「【相続人代表】[]」さまと記入をお願いします。
17ページ1 - 6下田邑の件につきまして、取下げがありましたので、議案からの削除をお願いします。繰り返します。16ページ1 - 4 []さまの名前の下に、「死亡」と、備考欄に「【相続人代表】[]」さまと記入をお願いします。17ページ1 - 6下田邑の削除をお願いします。

改めまして、議案第41号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。議案書のページは、15ページから24ページです。今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区5件、阿波地区1件、勝北地区6件、久米地区6件の計18件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

議案第41号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。41号について、承認いただけますか。

日笠会長 はい、賛成の方は挙手でお願いします。
* 多数、挙手

日笠会長 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

議案第42号農地利用集積円滑化事業規程の承認について説明して下さい。

事務局(津山) 私の方からは、議案第42号、農地利用集積円滑化事業規程の承認について、議案説明をさせていただきます。これは、先月の農業委員会においてお伝えいたしておりました、津山市及び一般財団法人あばグリーン公社が定める農地利用集積円滑化事業規程の改定に伴うものであります。先月と説明が重複いたしますが、農地利用集積円滑化事業とは、農地等の効率的な利用に向け、その集積を促進するため、平成21年12月に施行された改正農地法により、農業経営基盤強化促進法に措置された事業であり、主に、農地等の売渡しや貸し付けを行うものです。

改正する箇所につきましては、両農業協同組合が定める「農地利用集積円滑化事業規程」第4条中の関係機関名、「県農業会議」を「県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構」へ変更するものです。なお、一般財団法人あばグリーン公社が定める農地利用円滑化事業規程におきましては、平成26年度より事業を実施しております農地中間管理機構に関する規程の改正を当時、行っていなかったため、今回の改正に併せて、改めております。改正箇所は、第4条及び第12条中の関係機関名「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」へ、第4条第2項中、事業名「農地保有合理化事業」を「特例事業及び農地中間管理事業」に改めることとしております。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

日笠会長 はい、ありがとうございました。これは先月した分の残りですな。それで、あばは、申請をしておかなかったんか。

事務局(津山) こちらのほうからは26年度当時に担当者から連絡を入れていたのですが、申請がなされなかったのが、今回改めてされるとのことです。

日笠会長 今後このようなことがないようによく言っておいてください。お願いします。はい、この内容で承認いただけますか。

日笠会長 はい、賛成の方は挙手でお願いします。
* 多数、挙手

日笠会長 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

報告第10号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明して下さい。

事務局(津山) 報告第10号について説明します。議案書のページは26ページです。

今回は、相続によるものが5件12筆となっております。

1-4、1-5につきましては現況が一部無断転用の農地がありましたので、適正な手続きをとるよう通知をしております。

その他詳細は議案書のとおりです。報告第10号の説明は以上です。

日笠会長 報告第11号農地転用届出書の受理について説明して下さい。

事務局(津山) 失礼します。報告第11号の説明を致します。議案書のページで申しますと、28ページです。今回は、1件のみです。1-1、下田邑の田1,895㎡のうち198㎡に

農業用倉庫及び農業用資材置場をつくるというものです。

報告第11号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。

大山委員 これで議案は終わりましたが、皆さんの方から審議の必要な事はありませんか。

事務局(津山) 第37号ですけど、申請番号を区でまとめるようにお願いしたいと思います。ではこの件について相談をさせてください。今現在の並びが、所有権移転が1番目、次に賃貸借権設定、使用貸借権設定と3つを順に並べております。それを、1区2区と、区ごとに並べた方がいいでしょうか。

大山委員 それがいいと思います。見やすいようにお願いしたいと思います。

日笠会長 権利設定ごとに議案を分けたほうがええんかな。

大山委員 どちらでもいいです、見やすいようにお願いします。

事務局(津山) それでは、来月試みに区域ごとに並べた議案を作って、比べて頂こうと思いたすがいいでしょうか。

日笠会長 では今の議案をよく覚えておいて、来月は区域ごとにしようということで、それでどちらがいいかということによろしいか。

*
日笠会長 よろしい。

事務局(津山) ではそうさせてもらいます。今回から4条5条について、3条と同じように地元委員に説明をするようにしておりますが、その方法について、事務局から説明をお願いします。

事務局(津山) はい、失礼します。以前は3条については、個別の審議が国から求められておまして、地元の農業委員さんから意見を頂いておりました。この度体制が変わり、そこで連携をしていくということから、担当地区がある方につきましては、その地図であるとか、転用の図面、3条の農地を含めて、議案とともに送付をさせて頂いております。これは農業委員さん、推進委員さんに同じものを送付させて頂いております。今後の審議につきまして、原則事務局の方が現地調査を行ったうえで送付をさせて頂いておりますが、事務局の現地調査の後、以前は定例会の2日ほど前に農業委員さんから代表して出て頂いて、調査を行っておりました。この調査を無くすことの引き換えということになりますけども、転用が出た地元の農業委員さんが推進委員さんと連携をして頂いて、現場を確認して転用が問題ないかどうかの確認をお願いしたいと思います。確認する事項というのは、疑義がある場合は、事務局からこのような疑義がありますとお知らせをさせて頂きます。それ以外につきましては場所に対して、水利の関係とか、隣の人の同意とか、そのあたりは地元の委員さんでないとわからない面も多々あると思いますので、そういった点を事務局の方にご報告いただければと思います。定例会においては、各地区の農業委員さんに現地が問題ないかどうかについて、ご回答頂ければと思います。

日笠会長 昔よりは難しくなってるんですが、担当の推進委員が現地を見に行くのが仕事ですから、それを農業委員さんと連携をして、毎月各地区で相談をしてもらうて、市役所の会議室を使ってもええんで、問題ないかどうかの打ち合わせをしてもらいたいと思います。協力をお願いします。こうせんと、農業委員さんは現地調査が無いから定例会でわからんとおもうんです。それでよろしいか。

*
日笠会長 はい。

*
日笠会長 その他、他の委員さんから何かありませんか。

*
日笠会長 ありません。

事務局 無い様でしたら、事務局の方は何かありますか。

日笠会長 ありません。

事務局(津山) それでは、次回の定例会開催について、事務局お願いします。

事務局(津山) 事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。次回の10月の定例委員会ですが、10月10日火曜日午後1時30分より、市役所2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回の10月の定例委員会ですが、10

太田会長代理
*

月10日火曜日午後1時30分より、市役所2階大会議室で行います。よろしくお
願いします。
ご審議お疲れ様でした。それでは閉会とします。ご苦労様でした。
お疲れ様でした。

(15:45終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 (印)

署名委員 (印)
